

福岡大学法学部早期卒業に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規に基づく早期卒業は、福岡大学学則第33条の5の6第2項に基づき、本学法学部に入学して3年間在学した学生が、本学部の卒業要件として定める単位を優秀な成績で修得し、かつ、本学大学院への進学が確定している場合に、在学3年目の年度終了時での卒業を認める制度である。この制度は、成績優秀で意欲のある学生に対して、早期に本学大学院への進学機会を与えることを目的とする。

(早期卒業の認定)

第2条 早期卒業の認定を受けることができる者は、3年間在学し、その終了時において次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本人が早期卒業を希望していること。
- (2) 本学大学院への進学が確定していること。
- (3) 卒業に必要な124単位以上を修得していること。
- (4) 3年間の成績評価の平均点が85点以上又は福岡大学成績考査規程第3条第5項に基づき算出された3年間のGPA評価が3.0以上であること。

2 早期卒業の認定を希望する者は、在学3年目の所定の期間内に出願書類を提出し、書類審査及び面接審査を受けなければならない。

3 早期卒業の認定は、法学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(早期卒業予定者の承認)

第3条 早期卒業を希望する者は、在学2年目の終了時までの所定の期間内に学長に願い出なければならない。ただし、早期卒業を希望する者が出願した次の年度に休学したときは、当該出願を取り消す。

2 早期卒業を希望する者は、在学2年目の終了時において、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 在学2年目までの修得単位数が78単位以上であること。
- (2) 在学2年目までの成績評価の平均点が85点以上又は福岡大学成績考査規程第3条第5項に基づき算出された在学2年目までのGPA評価が3.0以上であること。

3 第1項に規定する願い出を行うにあたり、早期卒業を希望する者は、所定の出願書類を提出しなければならない。

4 早期卒業を希望する者は、法学部教授会において早期卒業予定者とすることの承認を受けなければならない。

(早期卒業予定者の科目履修)

第4条 早期卒業予定者は、在学3年目において、福岡大学学科履修規程第5条第2項に定める1年間に履修できる単位数(以下「登録上限単位数」という。)を超えて、4年次にのみ配当している科目(以下「4年次科目」という。)を含む48単位を履修することができる。

2 早期卒業予定者は、科目履修にあたって法学部教授会が指名する教員の指導を受けるとともに、修学計画書を提出しなければならない。

(早期卒業の辞退及び早期卒業の要件を満たさない場合の措置)

第5条 早期卒業予定者が早期卒業を辞退する場合、単位の認定を受けていない登録上限単位数を超えた科目の登録を取り消す。

2 法学部教授会が在学3年目の前期終了時において第2条第1項に定める要件を満たすことができないと判断した場合、早期卒業予定を取り消すとともに、単位の認定を受けていない登録上限単位数を超えた科目の登録を取り消す。

3 前2項の規定を適用する場合は、登録科目のうち先に4年次科目の登録を取り消し、次に本人の選択するその他の科目の登録を取り消す。

4 在学3年目の終了時において第2条第1項に定める要件を満たさなかった場合は、在学4年目において、専門教育科目を4単位以上登録しなければならない。

VI. 諸 規 程

5 早期卒業の辞退及び早期卒業の要件を満たさない場合において、早期卒業予定の取消し又は登録科目の取消しをするときは、法学部教授会において承認を受けなければならない。

(早期卒業認定に必要な大学院入学関係書類の提出)

第6条 この内規に基づき、早期卒業の認定を希望する者は、第2条第2項に定める出願書類を学長に提出するにあたり、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本学大学院への合格を証明する書類
- (2) 本学大学院に必ず入学する旨の本人の誓約書

(休学期間のある者に関する特則)

第7条 休学期間のある者については、第1条中「3年間」とあるのは「3年以上」と、第2条中「3年間」とあるのは「在学3年目の終了する日を含む年度までの期間」と、第3条中「在学2年目」とあるのは「在学2年目の終了する日を含む年度」と、第4条及び第5条中「在学3年目」とあるのは「在学3年目の終了する日を含む年度」と、第5条中「在学4年目」とあるのは「在学4年目の終了する日を含む年度」と読み替えて、各同条の規定を適用する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。